

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 委員会の設置及び運営に関する規程

規程第4号

2009年10月1日制定

## (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第46条第4項の規定に基づき、本会の事業を円滑に実施するための委員会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において「委員会」とは、委員会及び研究会等の名称のいかんを問わず、本会事業の企画・研究・調査・実務等の推進を目的として継続的または期間を定めて設置する機関をいう。

## (委員会の区分)

**第3条** 委員会を次のとおり区分する。

- (1) 本会事業の企画・研究・調査・実務等の推進を目的とし、その企画運営を担う委員会
- (2) その他特務事項の遂行を目的とし、特別に設置される委員会

## (委員会の設置)

**第4条** 本会は、別表1の委員会を設置する。

- 2 委員会を新たに設置するときは、理事または事務局長による起案に基づき、準備会の設置について理事会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の準備会において、委員会規定を定め、事業計画・予算・委員長及び運営委員人数構成等の案について明確にし、改めて理事会に申請して承認を受けたものを委員会として設置するものとする。
- 4 第3条(2)に規定する委員会は、第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。
- 5 委員会の規定を変更する場合は、理事会の承認を得るものとする。

## (委員長の選任)

**第5条** 委員長は、委員会の運営委員の中から選任され、理事会の承認を得るものとする。

- 2 委員長が欠けたときは、後任の委員長を委員会においてすみやかに選出し理事会の承認を得るものとする。
- 3 委員長は複数の委員長を兼任しないものとする。ただし、理事会で必要と認められた場

合はその限りではない。

#### (委員長の任期)

**第6条** 委員長の任期は、本会定款第28条に規定された理事としての任期と同一とする。

2 委員長は、任期満了または辞任後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

#### (委員長の解任)

**第7条** 委員長が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (委員会の解散)

**第8条** 委員会を終了あるいは解散するときは、理事又は委員長の申請に基づき理事会の承認を経なければならない。

2 ただし、第3条に区分される委員会については、理事会がその終了あるいは解散する時期を決定することができる。

3 第1項の申請に当たっては、その理由について明確にしなければならない。

#### (委員会の責務)

**第9条** 委員長は、当該委員会の合議を経て、次年度事業計画・予算、ならびに年度事業報告・決算を、会長が指定する期日までに別に定める様式により作成し、会長へ提出しなければならない。

2 委員長は、委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局を通じて理事会に報告しなければならない。

3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて事務局を通じて理事会に報告しなければならない。

#### (委員会の開催)

**第10条** 委員会は、当該年度内に原則として3回以上開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条(2)に規定する委員会にあつては必要に応じ適宜開催するものとする。

3 委員会は、委員長が招集する。

(副委員長)

第11条 委員長は、委員会において運営上必要があると認めるときは、副委員長を運営委員の中から選任することができる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、後任の委員長が理事会で選任されるまでの間その職務を代行する。

(会計)

第12条 会計は、委員会の予算・決算に関する職務を担当する。

(運営委員)

第13条 運営委員は、本会会員により、原則として3名以上とする。

(協力委員)

第14条 委員長は、委員会において運営上必要があると認めるときは、原則として会員の中から協力委員を置くことができる。

2 協力委員は、委員会の承認を経て、委員長が委嘱する。

3 協力委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

(委員会規程)

第15条 委員長は、以下の各号を、所轄する委員会について委員会規程を定め、運用するものとする。

(1) 委員会の名称、事業内容等に関する事項

(2) 運営委員、協力委員に関する事項（役職、選任・解任、公募方法、任期等）

(3) 委員会の運営に関する方法（開催方法、事業計画及び事業報告等）

(4) 委員会の組織に関する事項（部会・チーム等の設置等）

(5) 予算と決算に関する事項

(6) その他必要な事項

2 ただし、第3条(2)に区分される委員会については、前項の規定にかかわらず、理事会は前項各号について決定し指定することができる。

(費用弁償)

第16条 委員会活動に伴う旅費等費用の弁償事項は、本会出張旅費規程（規程第17号）の規定に従うものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に関して必要な細目事項は、本会理

事会において別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2009年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日現在、第15条の委員会規定を整備していない委員会は、2010年3月末までに、委員会規定を制定しなければならない。
- 3 この規定は、2022年6月25日から改正施行する。

別表1 (第4条関係)

本会が設置する委員会

(順不同)

第3条の区分(目的)	委員会名
(1) 本会事業の企画・研究・調査・実務の推進を目的とする	研修委員会
	調査研究委員会
	国家試験受験対策委員会
	広報委員会
	相談委員会
	ソーシャルワーク研究委員会
	高齢者・障害者虐待対応委員会
	ばあとなあ兵庫
	地域包括支援センター支援委員会
	こども家庭支援委員会
	実習教育支援委員会
	独立型社会福祉士支援委員会
	障がい福祉委員会
	更生支援委員会
	地域移行支援委員会
生活困窮者支援委員会	
災害支援委員会	
(2) その他特務事項の遂行を目的とする	選挙管理委員会
	総務会
	財務委員会
	権利擁護センター